平成２８年（フ）第４００７号
大阪府寝屋川市上神田１丁目26番14号（105号）、前住所大阪府寝屋川市高柳５丁目30番21号
債務者　勇　　大介
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０１７号
大阪府八尾市東山本新町２丁目３番３号　東山本ハイツ215号
債務者　藤崎　幸雄
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０２６号
大阪市西淀川区姫里２丁目10番18号　姫島ストアー内
債務者　松山　**牟**一
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０３５号
大阪府門真市元町９番18号　メゾンかなめ205号
債務者　馬場　賢一
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１９２号
大阪府東大阪市花園本町２丁目８番24号　村田文化　103、前住所大阪府東大阪市花園本町２丁目４番14号
債務者　山本　順子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２００号
大阪府守口市八雲北町３丁目１番３―301号
債務者　常盤　雅子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２０３号
大阪府寝屋川市池田１丁目10番50号（18号）、前住所大阪府寝屋川市三井が丘１丁目２番４―409号
債務者　谷山　光義
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２１０号
大阪市城東区野江２丁目21番17―304号
債務者　岩崎　　**忍**
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９３号
名古屋市西区八筋町70番地　ロイヤルガーデン１―Ａ号
債務者　小島智恵子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４６３号
愛知県東海市富貴ノ台６丁目28番地　サンヒルズ東海（306号室）
債務者　川口　勝巳
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４９６号
愛知県海部郡大治町大字東條字中切64番地の３（従前の住所：名古屋市中川区戸田５丁目502番地　富士見荘103号）、前々住所愛知県弥富市平島町東勘助38番地１　トゥインクル21　207
債務者　原山　達也（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６１号
北九州市小倉北区下富野２丁目４番31―206号
債務者　内田　貴志
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４８５号
北九州市小倉南区北方２丁目26番32―901号
債務者　檜物　浩一
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５２５号
北九州市八幡西区星ケ丘１丁目15番３号
債務者　塩田めぐ美
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５４０号
福岡県中間市東中間２丁目14番２号　渡辺アパート101、住民票上の住所福岡県中間市弥生１丁目８番10号
債務者　中山　純一
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５４３号
北九州市八幡西区大平１丁目６番９号（102）
債務者　鶴岡めぐみ
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５５０号
北九州市八幡西区里中２丁目11番９号
債務者　片瀬　聡一
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部